

個人住民税の特別徴収義務者一斉指定 に関するオール大阪共同アピール

特別徴収は、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同様に、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き、納入する制度で、地方税法で義務づけられています。

大阪府及び府内市町村では、これまで関係団体や事業主への周知活動を行うなど、連携して特別徴収の推進に取り組んできましたが、未だ特別徴収を実施していない事業主もいます。

特別徴収は、税額の計算を市町村が行いますので、事業主の方が所得税のように税額を計算する必要はありません。また、従業員の方にとっては、年4回で納めていただく普通徴収に比べ、特別徴収は12回に分けて給与から差し引くので、月々の負担軽減になるだけでなく、納め忘れも防止することができます。

大阪府及び府内全43市町村は、法令の遵守、納税者の利便性向上及び安定した税収の確保を図るため、以下のとおり個人住民税の特別徴収を徹底することとしました。

大阪府及び府内全43市町村は、平成30年度から、原則として、法定要件に該当する事業主すべてを特別徴収義務者に指定し、個人住民税の給与からの特別徴収(給与から差し引き)を徹底します。

※法定要件…前年度中に給与の支払いを受けた従業員を当該年度の初日(4月1日)に雇用している事業者

○ 主な取組み

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 平成27～29年 | 一斉指定に向けた準備・周知活動 |
| 平成29年冬頃 | 事業主への指定予告通知の送付 |
| 平成30年5月 | 一斉指定実施 特別徴収税額決定通知書の送付
(特別徴収義務者に指定) |

平成27年9月18日

大阪府個人住民税特別徴収推進会議
(大阪府・府内全43市町村)